

転出届 転出されるみなさまへ



転出（福山市外への異動）にともなう主な手続として次のようなものがあります。

☑	項 目	手 続	必要なもの	お問合せ先	新しい市区町村では
☐	住 民 票	○住民異動届（転出届）が必要です。 ◆転出証明書をお渡しします。 ＊マイナンバーカード・住基カードをお持ちの場合は、転出証明書の交付はありません。 ◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。	☐ 本人確認書類	市民課 928-1058 本庁1階	○住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。 必要なもの ☐ 転出証明書またはマイナンバーカード・住基カード
☐	印 鑑 登 録	○印鑑登録証をお返しく下さい。	☐ 印鑑登録証（カードまたは手帳）		○印鑑登録が必要な人は印鑑を持参して手続をしてください。
☐	マイナンバーカード 住 基 カ ー ド	○署名用電子証明書は自動で失効します。 ○マイナンバーカードを申請中の場合は、申し出てください。 ○不要な場合は、カードをお返しく下さい。 ◆転出先でも返却できます。 ○マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用してオンラインで届け出ができます。	☐ マイナンバーカード・住基カード		○カードを持参して手続をしてください。 ○署名用電子証明書が必要な人は、新たに申請してください。
☐	登 録 型 本 人 通 知 制 度	○登録をしている人は、住所変更の届出が必要です。 転入手続後に事前登録変更届出書を福山市へ提出してください。	☐ 本人確認書類		
☐	国 民 健 康 保 険	○資格確認書などをお返しく下さい。 ◆施設や病院などに入所・入院する場合にはお知らせください。（福山市から資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。） ◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人はお返しく下さい。 ○学生の場合は、学生用の資格確認書または資格情報のお知らせを発行します。	☐ 国民健康保険資格確認書 など ☐ 本人確認書類 ☐ 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー ☐ 在学証明書	保険年金課 資格賦課担当 928-1055 本庁1階	○加入手続をしてください。
☐	国 民 年 金	○国民年金保険料の納付書はそのままお使いください。 ○口座振替・クレジット納付は継続されます。 ○第2号、第3号被保険者は、勤務先で手続してください。		保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階	○退職された場合は、相談してください。
☐	後 期 高 齢 者 医 療 制 度	○県内の市町に転出する場合は、転出先の市町へ資格確認書などをお返しく下さい。 ○県外の市区町村に転出する場合は、福山市へ資格確認書などをお返しく下さい。 ◆「負担区分等証明書」をお渡しします。 ◆県外の施設等に入所する場合にはお知らせください。	☐ 後期高齢者医療資格確認書 など	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階	○住所変更などの手続をしてください。 ○県外転出の場合は、負担区分等証明書が必要です。
☐	介 護 保 険	○被保険者証などをお返しく下さい。 ○要介護・要支援認定を受けている人には、「介護保険受給資格証明書」をお渡しします。 ◆施設等に入所する場合はお知らせください。	☐ 介護保険被保険者証	介護保険課 928-1180 本庁3階	○要介護認定を受けている人は、転入日から14日以内に認定申請の手続をしてください。 ○介護保険受給資格証明書が必要な場合があります。
☐	親 子（ 母 子 ） 健 康 手 帳 等	○親子（母子）健康手帳はそのままお持ちください。 ○福山市の「妊婦一般健康診査補助券」・「産婦健康診査補助券」・「乳児一般健康診査受診票」などは使用できなくなります。		ネウボラ推進課 928-1252 本庁7階	○福山市のものを持参して差替の申請をしてください。
☐	児 童 手 当	○受給者の転出の場合は、消滅届を提出してください。 ○対象児童等（22歳の年度末までの子）の転出の場合も、手続が必要になります。	☐ 本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階	○転出証明書の転出予定日の翌日から15日以内に請求してください。
☐	児 童 扶 養 手 当	○住所変更手続が必要です。	☐ 児童扶養手当証書 ☐ 本人確認書類		○児童扶養手当証書を持参して住所変更手続をしてください。

☑	項 目	手 続		必要なもの	お問合せ先	新しい市区町村では
☐	子 ど も	医療費助成	○受給者証をお返してください。	☐ 各受給者証 ☐ 本人確認書類	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階	○助成の内容が変わる場合がありますので、転入先の市区町村で確認してください。
☐	ひとり親家庭等					
☐	特 定 医 療 費 (指 定 難 病)		○中止手続きが必要です。 (指定難病について広島市以外への県内転出は、中止手続きが不要です。)	☐ 受給者証 など	保健予防課 928-1127 福山すこやかセンター4階	
☐	小 児 慢 性 病 特 定 疾 病					
☐	重 度 心 身 障 がい 者		○受給者証をお返してください。	☐ 受給者証		
☐	自 立 支 援 (育 成 ・ 更 生 ・ 精 神 通 院)		○手続は必要ありません。		障がい福祉課 928-1063 FAX 928-1730 本庁1階	
☐	身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者 保健福祉手帳	○手続は必要ありません。				○住所変更手続をしてください。
☐	障 がい 福 祉 サ ー ビ ス 等	○受給者証をお返してください。		☐ 各受給者証	障がい福祉課 928-1208 FAX 928-1730 本庁1階	○障がい福祉サービス等を受けたい人は、新たに申請してください。
☐	被爆者健康手帳	○手続は必要ありません。			福祉総務課 928-1045 本庁3階	○住所変更手続をしてください。
☐	幼稚園、認可外 保育施設、一時 預かり等の利用 ※一部対象外園あり	○保育料等について、幼児教育・保育の無償化の適用を受けている場合 ◆幼稚園 現在利用している幼稚園へ転出日を速やかにお知らせください。 ◆認可外保育施設、一時預かり、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業 手続は不要です。			保育施設課 928-1140 本庁7階	○幼稚園・認可外保育施設について、転出後も同じ園に引き続き通う場合は、転入日までに申請が必要です。 ○その他の場合は、入園日又は利用開始日までに申請が必要です。
☐	小・中・義務教育 学 校	◆状況により必要な手続きがありますので教育委員会 学事課で確認してください。 ◆現在通学している学校で転校用在学証明書と教科書給与証明書をもらってください。			学事課 928-1169 本庁13階	○現在の学校で発行した学証明書・教科書給与証明書を転入先(転校先)の学校へ持参してください。
☐	上 下 水 道	○水道・下水道(集落排水)の使用中止の手続きが必要です。 ◆電話または福山市ホームページからでも手続ができます。 ただし、井戸水をお使いの方、集落排水処理施設をお使いの方は、申請書が必要ですのでお尋ねください。			ふくやま上下水道 料金センター 928-1514 上下水道局	
☐	し 尿 く み と り	○くみとり異動届(廃止)が必要です。			廃棄物対策課 928-1074 本庁8階	
☐	飼 い 犬	○手続は必要ありません。			生活衛生課 928-1165 福山すこやかセンター5階	○転入先の市町村へお問い合わせください。
☐	125 cc 以下の バ イ ク	○ナンバープレートを返納してください。		☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 本人確認書類	税制課 928-1152 本庁2階	○登録手続をしてください。
☐	各 種 市 税	○固定資産を所有されている人で、国外へ転出される場合は、手続(「納税管理人の申告/承認申請」)(要印鑑)が必要です。 ○市県民税、固定資産税は1月1日、軽自動車税種別割は4月1日の基準日で1年分の税金を賦課しています。転出しても引き続きお支払いください。 ○市税は福山市の指定金融機関または収納代理金融機関の本店・支店、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等で納付できます。			資産税課 928-1022 本庁2階 納税課 928-1156 本庁2階	

➤窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、資格確認書など)をお持ちください。